奈良まほろば館 運営管理事業者募集要項

１．趣旨・目的

奈良県（以下「県」という。）では、魅力的な観光情報発信による県への誘客の促進や、県産品のイメージアップ、ブランド力の向上、品質等のブラッシュアップを通じた販路の開拓を図ることを目的とし、奈良まほろば館（以下「館」という。）を東京都中央区日本橋室町に開館し、令和３年８月には、東京都港区新橋に移転・リニューアルオープンした。

現在、館は、次の３つの機能を有しており、これらの運営・管理を行う事業者を募集する。

（１） 物販（軽飲食含む）

県産品及び県産品に準ずるもの（以下「県産品等」という。）の企画・販売等を行う。また、県産食材を使った軽飲食の提供等を行う。

（２） 展示・イベント

ギャラリーにおいて県内の行事等に関する展示を行う。また、県産品や県内市町村のＰＲに関するイベント等を開催する。

（３） 観光情報等発信

県の観光パンフレット等の配架を行う。また、SNS 等を活用し、館で実施するイベント情報や県産品等の紹介と併せて観光情報の発信を行い、来館者及び来県者の増加を図ること。

２．施設の概要

（１）周辺の環境

施設が立地する新橋は、ビジネスマンの多い地域であるとともに、銀座に隣接し、インバウンドを含む買い物客や観光客など多様な人々の来館が見込まれる地域。

（２）物件概要

①所　在　地　東京都港区新橋一丁目８－４
（鉄骨、一部鉄骨鉄筋コンクリート造　地上 11 階建、地下 1 階）

②賃貸借面積　１Ｆ　２８９．１９㎡
※店舗面積　　１F 部分のうち　約２５１．４４㎡（平面図 別紙１参照）
※受託者事務室　店舗面積のうち 約１２㎡（平面図 別紙１参照）

（３）運営委託期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（３年間）

ただし、やむを得ない理由により、県が運営開始困難であると認めた場合は、２か月間程度を上限に運営準備期間とすることができる。その場合においても、極力速やかに運営開始できるよう努めること。なお、詳細な運営開始時期については、県と協議の上、決定することとする。

３．運営の基本方針

県産品等の物販・県産食材を使った料理の提供や奈良に関する写真の展示など、館全体で「奈良らしさ」を打ち出し、来館者に奈良を体感してもらうことにより、県のイメージアップやブランド力の向上を図る。

また、施設が立地する地域の特性上、多様な人々の往来が想定される。それらの人々が思わず足を踏み入れたくなるような空間づくりを行うことで新規顧客の獲得を行うとともに、それらの人々がわざわざ足を運びたくなるような「おいしい奈良の食」を提供するカフェの営業や、首都圏の消費者に訴求力を有する良質で洗練された魅力的な「奈良もの」の販売、イベント等を行うことで、リピーターの増加をねらう。

なお、運営にかかる事項の詳細は運営者協議会（「４（７）運営者協議会」参照。以下、同じ。）において決定する。

４．館の運営に係る指示事項

（１）事業内容

「館の運営に係る指示事項」による

（２）営業日・営業時間

①営業日

休館日は１２月３１日～１月２日とし、年中無休を原則とする。周辺の集客施設の状況等も勘案の上、営業日を提案すること。運営事業者からの提案を踏まえ、協議の上決定する。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を定休日とすることはできない。

②営業時間

営業時間は、11 時から 20 時、10 時から 19 時等、一日 9 時間を原則とする。周辺の集客施設の状況等も勘案の上、営業時間を提案すること。運営事業者からの提案を踏まえ、協議の上決定する。なお、令和 8 年 9 月をもって 2 階イベントルームが廃止されたことから、情報発信機能の維持を目的として、1 階物販スペースを活用したイベントの開催を検討しており、営業時間の提案に当たっては、イベント開催との兼ね合いも考慮すること。

（３）適正な人員配置

①運営事業者は、「３．運営の基本方針」、「館の運営に係る指示事項」等を踏まえた運営を行うために、適切な人員体制を整備するとともに、県産品等に関する知識習得を図るための教育訓練を、年間を通じて計画的に実施すること。

②県の魅力発信と誘客促進及び今後ますます増加が見込まれるインバウンド客の対応のため、英語対応が可能な仕組みを運営実施の際に組み込むこと。

③酒類販売責任者、食品衛生責任者等、業務に必要な資格を取得している者を配置すること。

④飲食及び試食等のための飲食提供を行うにあたって、接客業務、運営管理業務等を適切に行うために必要な人員を確保すること。

⑤運営事業者は物販スペースの運営・管理、県との調整などを行う業務総括責任者とそれを補佐する副責任者を指名し、県に報告すること。

⑥営業時間中は両責任者または一方が施設内に勤務している必要があり、勤務時間、賃金等については、労働関係法令を遵守すること。

⑦運営事業者は火元責任者及び食品衛生責任者を指名し、県に報告すること。

（４）運営に係る遵守事項及び諸手続き等

①運営については、運営事業者が直接運営すること（全部再委託の禁止）。

②店舗の名称は、「奈良まほろば館」を使用すること。

③運営事業者が契約書等の定める義務に違反した場合や社会的信用を損なうおそれのある行為を行った場合、県は文書によって運営事業者に改善計画を求めることができる。その際、運営事業者は改善計画を策定し、県から承諾を得て、速やかにこれを実行しなければならない。

④運営事業者は、運営に関する衛生管理・防災等の関係法令、監督官公庁の指導事項等を遵守し、品質管理、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

⑤緊急やむを得ない事態が発生した場合、運営事業者は県の意向を尊重し、協議に応じること。

⑥運営事業者は運営にあたり、ビル所有者が定める規則等を遵守すること。また、ビルの他の入居者及び第三者に迷惑をかけ、またはこれらの恐れがある行為は禁止する。

⑦運営事業者は、JAS 法や食品衛生法など各種法令を遵守するとともに、飲食及び試食の提供、食品の販売、酒類の販売等、店舗運営に必要な販売許可・免許の取得、届出等の必要な手続きを行うこと。これらに係る費用は運営事業者の負担とする。

⑧食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または顧客等から苦情があった場合は、運営事業者が責任をもって処理するとともに、県に対してその内容を報告すること。

⑨個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良県個人情報保護条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 32 号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。

⑩運営事業者は、運営にあたって、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、食品ロスの削減、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
⑪ユニバーサルデザインを意識した運営に留意すること。
⑫クレジットカード及び電子マネーでの決済に必要な機器を導入すること。
⑬Wi-Fi に必要な機器を導入し、来館者が利用できる環境を整えること。
⑭展示・イベントスペースに関わる業務については、県が別途業務を委託する方針であるため、その際は必要な情報を県に提供すること。

（５）施設の維持管理等

①館内設備の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等は、原則として県が行う。ただし、運営事業者の責めに帰すべき事由により、修繕及び交換等が必要となった場合は、その費用については運営事業者の負担とする。また、運営事業者が自ら整備した備品等に係る維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等についても、その費用については運営事業者の負担とする。
②運営に必要な消耗品等及びその補充に要する経費（調理器具（厨房設備を除く、鍋、釜、包丁類）、テーブルウェア類、食器類、ユニフォーム、ナプキン、テーブルクロス、洗剤、ビニール袋、紙袋、包装紙など）については、運営事業者の負担とする。
③館内の清掃（その他運営事業者が必要と考える清掃・消毒作業や廃棄物の処理等を含む）については、運営事業者で行い、清潔感のある店舗運営に努めること。
④運営事業者は、不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約及び各種損害保険契約等を締結すること。
⑤運営事業者が、故意または過失により施設等を損傷し、または滅失したときは、運営事業者の負担により原状回復をしなければならない。また、県に別に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。
また、館の運営にあたって、第三者に損害が生じた場合、運営事業者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が運営事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
県は、運営事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、運営事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（６）SNS 等による情報発信

SNS 等を活用し、来館者数増加を図ること。その他、来館者数増加のための運営者の自由な提案も可とする。
また、県が開設する館のホームページや SNS について、運営事業者は情報提供等に協力するものとする。

（７）運営者協議会

①館の統一的かつ効果・効率的な運営と、県と運営事業者間の調整並びに連携強化を図るため、県を事務局とする「運営者協議会」を設置する。
②業務総括責任者若しくはそれを補佐する副責任者は、運営者協議会に必ず出席し、売上実績、取扱商品、売上ランキング等商品の取扱情報など会議に必要な資料を提供し、必要な提案や意見を述べるとともに、ここで決定した事項に沿って誠実に館を運営すること。
③運営者協議会の概要は以下のとおり。
開催回数：月１回の開催を原則とするが、必要に応じて臨時的に開催する場合がある。
場　　所：奈良まほろば館、奈良まほろば館県事務所もしくは奈良県内で開催
構 成 員：県、運営事業者、外部専門家等県が必要と認める者
所掌事務：・館の運営方針、運営計画に関すること
・物販スペース（軽飲食を含む）に関すること
・イベントの運営に関すること
・県内事業者等への県産品等販売情報のフィードバック及び県産品等の改良等

に向けた助言に関すること
・館のＰＲに関すること
・その他、県が必要と認めること

（８）運営状況の報告

運営事業者は、毎月の売上額、来館者数、営業状況等を記載した月次報告書を作成し、翌月１０日までに県へ報告すること。
また、経営状況を把握するため、店舗の収支状況を３ヶ月に一回程度、県に提出すること。

（９）成果品

本業務の成果品は、事業完了報告書及び上記の運営状況報告書とする。

５．契約条件等

（１）契約締結

①「８．委託事業者の選定」により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
選定された者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。

②契約の締結に当たっては、県との協議等により、企画提案内容の修正・変更を行う場合がある。

③契約期間

契約締結日から令和１２年３月３１日までとする。

※運営期間については、令和９年４月１日（予定）から令和１２年３月３１日までとする。

※運営期間については、社会情勢等により、変更になる可能性がある。

④契約解除及び解約

○企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

○契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）に定めるところによる。

○契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2) 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用しているとき。
4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき。
5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
6) 本契約に係る下請契約または資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 1)から 5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1)から 5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記 6）に該当する場合を除く。）において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
8) 本契約の履行に当たって、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわら

ず、遅滞なくその旨を県に報告せず、または警察に届け出なかったとき。

○運営事業者は、契約期間内に契約を解約する場合には、館の賃貸借料相当額の１年間分を県に支払うこと。なお、契約を解除する場合は、３ヶ月前に書面による予告をする必要がある。
○県が文書で求めた是正措置（「４．館の運営に係る指示事項（４）③参照）に運営事業者が合理的な理由なく応じない場合は、県はこの契約を解除することができる。この場合、運営事業者は、館の賃貸借料相当額の１年間分を県に支払うこと。
○県は、運営事業者が次のいずれかに該当し、館の運営に支障があると判断した場合には、催告をせず、直ちに契約を解除することができる。
・運営事業者が県に対する諸債務の支払いを２ヶ月以上怠ったとき
・運営事業者が、解散・破産・民事再生・会社整理等の申し立てを行ったとき
・運営事業者が銀行の取引停止、または差押えを受けたとき
なお、この場合、運営事業者は、契約残存期間に係る館の賃貸借料相当額または館の賃貸借料相当額の 1 年間分のいずれか大きい方の額を県に支払うこと。契約解除日が契約期間の途中となる場合は、当該月の賃貸借料については日割り計算により算出した金額を県に支払うこと。日割り計算は、当該月の暦日数を基準として行うものとし、算出結果に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
○契約期間の満了及び契約解除または解約により、運営事業者が退去する場合は、運営事業者の負担により県の指示する状態（原状回復を基本とする。）で明け渡すこと。この場合、運営事業者は県に対して移転料、補償費、設備の買取費等費用の名目の如何を問わず、いかなる請求もできないものとする。

（２）経費の負担

項　　目	県	運営事業者
物件に係る賃貸借料及び敷金	全額負担	―
内装工事費	県が決めた設計に基づき、施工する工事について負担	左記以外の整備については、「３．運営の基本方針」及び店舗デザイン等との統一感に配慮しながら、県と協議の上負担
備品等整備費	物販スペースの什器、厨房機器及びその他県が必要とする備品等の整備について負担	左記以外の整備については、「３．運営の基本方針」及び店舗デザイン等との統一感に配慮しながら、県と協議の上負担
光熱水費	―	全額負担
消耗品等、清掃費	―	全額負担

（３）負担金

営業開始後、毎月の売上に応じた負担金を、毎月県に納付すること。その金額については、売上額（税抜）に５％を乗じた額を下限として、企画提案書（様式１１）「８．県への負担金の割合」で提案のうえ、「１１．収支計画」に示すこと。また、その支払いについては毎月払いを原則とし、詳細は別途協議の上、決定する。なお、負担金の割合については社会情勢や館の運営状況等を鑑み、必要に応じて見直すことがある。

※売上額には、本業務において受託者が実施するイベント等における売上を含む。

６．応募資格

以下の内容を応募時点ですべて満たしていることを要件とする。ただし、共同企業体による応募の場合は、いずれかの構成員が（１）～（４）の応募要件を満たし、すべての構成員が（５）～（１５）までの応募資格を満たしていることが必要となる。

（１） 本業務と同種または類似の業務を過去５年以内（令和３年４月１日以降の期間）に受託し、履行した実績を有すること。
（２） 飲食店の経営経験がある者であること。
（３） （２）のうち、５年間以上営業している店舗の経営実績を１店舗以上有する者であること。
（４） （３）の店舗について、令和８年１１月１日現在までに、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を過去３年間受けたことがない者であること。
（５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（６）国税及び地方税を滞納していない者であること。
（７）奈良県の指名停止または指名保留の措置期間中でない者であること。
（８）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
（９）銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
（１０）役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
（１１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
（１２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
（１３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
（１４）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
（１５）役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

７．手続き等

（１）担当部局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 9 階 奈良県東京事務所内
奈良県観光局 奈良まほろば館 情報発信課
電話番号：03-5212-9096
メール　：mahorobakan@office.pref.nara.lg.jp

（２）参加表明書等の提出

○提出期限　令和８年１２月８日（火）１７時まで
○提 出 先　（１）の担当部局
○提出部数　２部（正（原本）：１部、副：１部／提出物一式）
○提出方法　（１）の担当部局へ郵送、持参のいずれかの方法により提出すること。
※期限までに書類を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。
※郵送により提出する場合、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。また、封筒に「参加表明書在中」と朱書きすること。
※持参により提出する場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く 9 時 30 分から 17 時まで（12 時から 13 時までの間は除く。）の間に持参すること。

○提 出 物
①参加表明書（様式１）
②運営組織報告書（様式２）
③商業登記簿謄本（直近３ヶ月以内のもの）（共同企業体のもの若しくは代表企業のもの）
④定款もしくは寄付行為またはこれらに準ずる書類
⑤事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他法人等の事業及び財務の状況を明らかにすることができる書類（直近の３ヶ年度分）
⑥事業税及び法人税の納税証明書または課税証明書（直近１ヶ年以内のもの）
⑦印鑑登録証明書（直近３ヶ月以内のもの）

⑧類似業務受注実績（様式３）
⑨６．応募資格の（２）、（３）を確認できる営業店舗調書（様式４）
⑩誓約書（様式５）（共同企業体による申請の場合は全ての構成員からの誓約書が必要となる。）
⑪共同企業体一覧表（共同企業体による申請を行う場合のみ）（様式６）
⑫共同企業体協定書（共同企業体による申請を行う場合のみ）（様式７に準じたもの）
⑬共同企業体委任状（共同企業体による申請を行う場合のみ）（様式８）

※なお、県が上記提出物につき、電子データでの提供を求めたときは、それに応じること。
※参加表明書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合は、速やかに（１）の担当部局へ連絡すること。

（３）質問の受付

○受付期間　令和８年１２月８日（火）１７時まで
○質 問 先　担当部局に同じ
○受付方法　「質問票」（様式９）に必要事項を記載のうえ（１）の担当部局に電子メールにて提出すること。
※送付後、必ず電話にて提出した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
○回答方法　インターネットホームページ「奈良県観光局奈良まほろば館」に公表（令和８年１２月９日（水）回答予定）。
個別には回答しないものとする。※質問者名は明示しない。

（４）企画提案書等の提出

○提出期限　令和８年１２月１４日（月）１５時まで
○提 出 先　（１）の担当部局に同じ
○提出部数　９部（正：１部、副：８部／提出物一式）及び資料のＰＤＦデータ
なお、副８部及びＰＤＦデータについては、提案者を判読できるような記載や用紙の使用を行わないこと。
○提出方法　（１）の担当部局へ持参（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）の受付とする。）または郵送（郵送の場合、上記期限必着。封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留郵便で提出すること。）また、ＰＤＦデータは電子メールにて（１）の担当部局へ提出すること。
※ＰＤＦデータを電子メールにより提出する際、提出後に必ず電話により到達確認を行うこと。
○提 出 物
①奈良まほろば館　運営管理業務申込書（様式１０）
②企画提案書（様式１１）　※必要に応じて資料添付も可
③県産品等の陳列及び空間のレイアウト等、平面レイアウト（Ａ３判２枚以内、様式は任意）
④オープンまでのスケジュール（様式１２）
○そ の 他
１事業者につき１提案とし、再提出は認めない。

（５）参加表明書及び企画提案書等の受理数が１者またはない場合

参加表明書にあっては（２）、企画提案書等にあっては（４）に記載する提出期限までに受理数が１者の場合、本企画提案の手続きを進めるが、受理数がない場合、本企画提案の手続きを取りやめる。

（６）日程（予定）

１１月２０日（金）　要項配布及び質問受付開始
１２月　８日（火）　質問 及び 参加表明書受付締切
１２月　９日（水）　質問回答公開

１２月１４日（月）　提案書等受付締切
１２月２１日（月）　委託事業者選定審査委員会開催

（7）現地見学

現地見学を希望する場合は、７（１）の担当部局へ電子メールで申しこむこと。
○申し込み期限　　令和８年１１月３０日（月）１７時まで
○実　施　日　　令和８年１２月　２日（水）

８．運営事業者の選定

（1）企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、「奈良まほろば館 運営事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）において、次の評価項目等に基づき審査を行うものとし、審査は非公開で行う。

1)　多様な属性を有する人々の趣向が考慮され、良質で洗練された魅力ある県産品を求める来館者で館内が賑わっている状態を継続的に維持できるものとなっているか
- 運営の基本方針を理解した上での魅力的な店舗コンセプト等の提案がなされているか（評価全体の 10%）
- 商品等の効果的な展示・販売・提供方法の提案がなされているか（商品選定、調達方針、新規商品の企画販売方針、商品レイアウト、メニュー、提供価格の設定方針、仕入れ等）（評価全体の 10%）
- 「観光情報発信」や限られたスペースを有効に活用した「展示・イベント」等、物販以外の機能との連携などによる多様な来館者を想定した利用促進・集客プランの提案がなされているか（評価全体の 10%）
- SNS 等を活用した館全体の効果的なＰＲ手法の提案がなされているか（評価全体の 10%）

2)　県産品等の掘り起こし及び首都圏の小売業者等への販路拡大支援を行えるものとなっているか
- 埋もれた魅力ある県産品等の効果的な商品発掘手法について具体的に提案されているか（評価全体の 10%）
- 商品展開アイデアの提案、首都圏の小売業者等への効果的な宣伝・紹介プランについて具体的に提案されているか（首都圏業者（バイヤー）及び県内業者（サプライヤー）双方とのつながりを構築できるか）（評価全体の 10%）
- 顧客ニーズ等の把握・分析に基づく首都圏で売れる商品を提案することができるか（評価全体の 10%）

3)　施設の管理運営を安定して行う能力を有するか
- 財務状況等は安定しているか（事業者の経営の安定性）（評価全体の 5%）
- 業務に係る代表者の履歴・経営実績は優れているか（評価全体の 5%）

4)　効率的な運営が可能か
- 収支計画は適切か（収支の妥当性、人件費・事業費のバランス・妥当性、資金調達の手法等）（評価全体の 5%）
- 館を継続的かつ安定的に運営できる体制となっているか（組織、人員配置、勤務体制等）（評価全体の 5%）
- 県への負担金の割合（評価全体の 10%）

②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
③選定結果は、企画提案書等を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和８年１２月２１日（月）に行う予定。時間・場

所（東京または奈良）等の詳細については、後日対象者に対して通知する。

（２）最優秀提案者及び優秀提案者の選定

（１）により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。ただし、各審査項目において各委員の評価の合計点が６割以上であることを契約相手方特定の条件とする。

また、参加事業者が２者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに審査手続きを行う。なお、その場合、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が６割以上であることを、契約相手方特定の条件とする。

（３）その他

①当企画提案書等でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

②採択された企画提案事項については、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

９．引継ぎ

運営事業者は、円滑な事業運営のため、県の指示に従い、現物販運営事業者の契約期間満了日までに現物販運営事業者との間で必要な事項について引継ぎを行うものとする。

１０．その他

（１）提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書等を県に無断で他に使用することはできない。

（２）提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

（３）選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

（４）選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

（５）募集及び契約については、県の都合により中止することがある。

（６）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県観光局奈良まほろば館の指示に従うこと。

（７）委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

（８）その他疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

館の運営に係る指示事項

事業内容

① 県産品等の展示・紹介・宣伝・販売及び県産食材を使った軽飲食

館内での展示・紹介・宣伝・販売の対象は県産品等、軽飲食の対象は県産食材を使った軽飲食とする。（県産品等の基準別紙２参照）

なお、販売する県産品及び軽飲食での提供物等については、運営事業者からの提案を踏まえ、運営者協議会において協議・決定する。ただし、県が必要と認めるものについては、販売する県産品及び軽飲食での提供物等の１０％程度を県が指定できるものとする。（県産品等の単位別紙３参照）

館内で販売及び軽飲食を行う際には、仕入れルートを確保し、奈良まほろば館 運営事業者募集要項「３．運営の基本方針」やその他の条件を遵守すること。また、販売する県産品等については、館内での販売のほか、カタログやインターネットを活用することについても可能とする。

特に、売れ筋商品、新商品、ブランド化商品（既にブランドが確立している大和野菜やブランド化を推進する商品）など品揃えにバランスが取れるよう配慮し、良質で洗練された商品が並ぶ売り場を作ること。

② 県産品等の掘り起こしへの協力

県の商品開発事業等において開発した新商品や、県内の魅力ある商品を紹介できるようテストマーケティング（新商品の市場調査、ＰＲの場の提供をいう。）を目的とした展示・販売など、県と協力して県産品等の掘り起こしを行い、商品開発や改良につなげること。その際、館での販売実績や顧客の声の収集・分析を行い、県内事業者へ首都圏の消費者ニーズ、売れる商品の傾向等の提供を行うとともに、県にも報告すること。

また、既存の商品を掘り起こすだけでなく、魅力的な「奈良もの」を販売するために、積極的に新たな商品の企画・販売に取り組むこと。

③ 新規顧客の獲得及びリピーターの確保

誘客・販売促進のために必要な顧客管理等に努め、新規顧客（周辺を行き交うビジネスマンや若者、子育て世代等）の獲得及びリピーターの確保のための取組みを実施すること。

また、奈良らしさを体感でき、館への来館を目的としている人だけでなく、館の目の前を通りがかった人々も足を踏み入れたくなるような店舗とするとともに、若者や子育て世代が頻繁に足を運びたくなるような魅力ある空間を作り出すことで、首都圏の消費者に訴求力を有する魅力的な運営に努めること。

④ 首都圏の小売事業者等への販路拡大支援

県では、この館を中心に首都圏の小売事業者等への県産品等の販路拡大に向けた取り組みへの支援を実施していくこととしており、この取り組みに協力すること。

また、県のＰＲと県産品等販売のため、館以外の首都圏百貨店、商業施設等での出張販売の協力依頼に可能な限り応じること。

⑤ 物販以外の機能と連携した販売促進

県では、「観光情報発信」や限られたスペースを有効に活用した「展示・イベント」等、物販以外の機能と調和連携しながら運営を進めていくことが必要不可欠と考えており、そのためには、物販スペースの運営だけでなく、県産品等のＰＲイベントを開催するなど、他の機能と連携した利用促進・集客プランについて具体的な提案をし、効率的かつ魅力的な店舗運営を行うこと。また、SNS 等を活用し、館で実施するイベント情報や県産品等の紹介と併せて観光情報の発信を行い、来館者及び来県者の増加を図ること。

別紙1

※各区画はイメージです

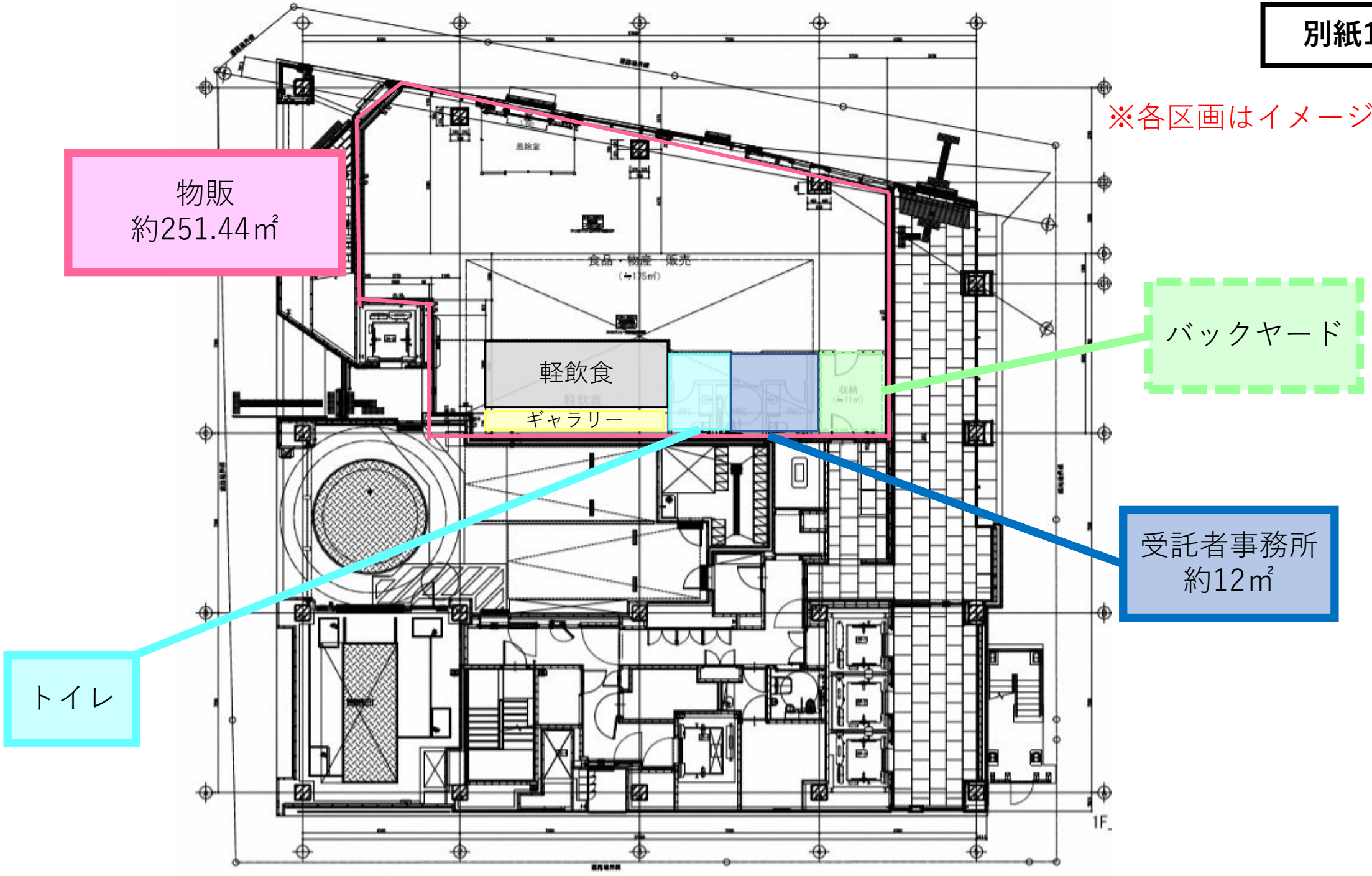

別紙２

県 産 品 等 の 基 準

１　出品者の条件

次のいずれかの事業者による出品とする。

（１）　県内に製造・加工を行う事業所を置く事業者

（２）　県内に販売を行う事業所を置く卸売・小売業者

（３）　県内に農林畜水産物を生産、加工、卸、販売を行う事業所をおく事業者

（４）　その事業活動が奈良県のイメージ向上などに貢献しているなど、県にとって有益であると認められる事業者

２　生鮮食品の条件

県内産に限る。

３　加工品の条件

次のとおりとする。

加工地 / 使用原料	全部県内	一部県内	全部県外
全部県内産	○	○	○
一部県内産	○	△	△
全部県外産	○	△	×

○：認める。

△：次の要件のいずれかを満たすものは認める。

（１）製造加工の最終工程または重要な工程が県内で行われていること

（２）県内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること

（３）商品の重要な原材料が県内産であること

×：基本的に認めない。ただし、奈良県の存在をアピールし、イメージアップに役立つとともに、「奈良まほろば館」での販売雰囲気づくりに寄与するもので、県内で一般的に販売が周知されているものについては、特例的に認めることができるものとする。

別紙３

県産品等の単位

分　　類	単　　位
農林水産物	奈良の柿、アスカルビー、大和まな、 大和肉鶏　など
農林水産物加工品	大和茶、素麺、奈良漬け、柿の葉ずし、 黒米カレー、箸　など
菓子	葛商品、柿けーき　など
酒類・飲料	日本酒、ミネラルウォーター　など
工芸品	奈良一刀彫、赤膚焼、奈良筆、奈良墨、 奈良晒　など
工業製品	靴下、ニット、鹿皮（革）製品　など
その他	奈良県マスコットキャラクター せんとくんグッズ　など